

## ヘーゲル市民社会論とマルクス

細見英

### 一

マルクスが一八四三年末ないし四四年初めごろに、スマス、リカードウ、セイをはじめとする英仏のいわゆる国民経済学者の諸著作の研究に着手したのは、四三年春に始められたかれのヘーゲル法哲学批判を遂行する過程における、必然的な成りゆきであった。

マルクスはかれの最初の本格的な『法哲学』批判である『ヘーゲル国法論批判』のなかで、ひきつづき『法哲学』「市民社会」論の検討をおこなう意図を表明していた。<sup>(1)</sup>この仕事は、ヘーゲル国家論批判のような直接的な『法哲学』批判としてはおこなわれていない。その代りとしてわれわれは、『ヘーゲル法哲学批判、序説』ならびに経済学批判の草稿（『ミル評注』『経哲手稿』）をもつ。そしてこの後者とりわけ『経哲手稿』に含まれる諸草稿が、『序説』で予告されたヘーゲル法哲学批判の一環として執筆されたものであることは、マルクス自身の言表から明らかである。<sup>(2)</sup>したがってわれわれは、『国法論批判』で表明されたヘーゲル市民社会論批判の意図は、<sup>(3)</sup>ほかならぬ経済学批判として実行されたのだと推定してもよいであろう。

この推定が不当でないことは、ヘーゲル市民社会論を一見するだけで明らかである。けだし、その第一節「欲望の体系」の冒頭で、ヘーゲル自身「国家経済学」Staats-Oekonomie につきのように言及し、かれの市民社会論が経済学の成果を摂取することによって成立していることを暗示しているからである。——「国家経済学はこのような見地（主観的欲望とその充足という見地——引用者）から出発し、つづいて集団の関係と運動を質的・量的規定性と交錯とにおいて叙述せねばならない学問である。——これは近代を地盤として成立した学問の一つである。この学問の発展は、思想が（スミス、セイ、リカードウを見よ）いかにして、まず眼前に横たわる無数の個別性から、事象の単純な諸原理、すなわち事象のうちに働きそれを支配している悟性を発見するかという、興味ある過程を示してゐる」（§189, Anm.）<sup>(4)</sup>。この、経済学が「発見」した悟性をば、理性の立場から包摂して、これを法哲学体系の一環に組み入れること、これがまさしくヘーゲル市民社会論の主題であった。とすれば、ヘーゲルの理性の立場の神秘的思弁性を批判してそこに含まれる合理的内実を抽出し、これにたいする批判的検討をみずからの本来の課題としたマルクスにとって、ヘーゲル市民社会論の合理的内実は、実は近代の経済学者の諸著作のうちになまの形で与えられていたわけである。したがってマルクスの経済学批判は、ヘーゲル市民社会論批判の展開・深化を意味するものと云つてよいであろう。マルクスは、ヘーゲル市民社会論の検討によって抽出した問題の批判的究明を果たすべく、いわばヘーゲル市民社会論の原典ともいふべき近代の経済学の研究にとりかかったのである。

マルクスの法哲学批判と経済学研究との関連を右のように考えることが正しいとすれば、経済学の研究に着手するにさいしてのマルクスの問題意識と研究視角は、おのずから、ヘーゲルの市民社会論によって規定される一

面をもったはずである。経済学研究によってマルクスが究明しようとした問題は、いうまでもなく、近代市民社会の概念的把握であった。しかしこの課題にマルクスが、ヘーゲル市民社会論の検討を通じてとりくんだのである以上、かれの問題意識と批判の視角は、ヨリ規定されたものとなっていたはずである。ヘーゲル市民社会論を読み検討することによって、マルクスがみずからの批判的研究の課題としたのは、そしてそれを究明すべくかれを経済学研究に駆りたてたのは、いかなる問題であったか? この点を明らかにしておくことは、マルクスの断片的な経済学批判の草稿を検討し評価する基準をえるためにも必要であろう。右の問いにたいする解答を、『独仏年誌』の二論文、とりわけ『ヘーゲル法哲学批判、序説』の思想にもとづいてヘーゲル市民社会論を検討することによって引き出そうとするのが、本稿の主題である。

(1) マルクスの経済学研究着手の時期については、従来二つの説がある。一つは、「四四年初め(三月頃)」説(岡崎・渡辺氏訳『マルクス年譜』二九ページ参照)。他は「四三年末」説(Marx/Engels, Werke 1, s. 629参照)である。おもうに前者は、四四年二月末『独仏年誌』にのせられたエンゲルスの『国民経済学批判大綱』が、マルクスが経済学研究に着手する決定的な動機を与えたとみる通説に沿って唱えられているのではなからうか。しかしわたしは、マルクスの経済学研究は、ヘーゲル法哲学批判の展開深化として、かれ自身の思索過程において内的必然性をもって始められたものと考ええる。とすればマルクスが、エンゲルスの『大綱』発表以前の四三年末頃に、すでに経済学研究に着手していたとしてもけつして不思議ではない。ちなみにエンゲルスは、『資本論』第二巻への序文で、「マルクスは経済学研究を、一八四三年にハリで始めた」と云っている。

(2) Marx/Engels, Werke 1, s. 284 & s. 286. 拙稿「疎外された労働」の概念(二)」、立命館経済学、第九巻第二号、一三九ページ参照。

なお本稿は、内容的には右の拙稿の続編をなす。わたしのねらいは、『経哲手稿』における「疎外された労働」の概念の内容と意義を、その形成過程をあとづけることによって明らかにすることにある。本稿においては、『ヘーゲル国法論

批判』の検討をおこなった前稿のあとを受けて、『独仏年誌』の二論文を念頭におき、この二論文がマルクスのヘーゲル市民社会論批判の一端を示し、その展開深化としての経済学研究の問題点と視角の設定をおこなっているものとらえて、この見地からヘーゲル市民社会論を検討する。

(3) Marx/Engels, Gesamtausgabe, erste Abteilung, Bd. 3, s. 33. 大月版『ルエン選集』補巻四、二二七ページ。前掲拙稿「一〇—二二ページ参照」。

(4) 丸ガッコ内は、ヘーゲル『法哲学』の節を示す。『法哲学』からの引用は、以下においてもこれに準ずる。なお Ann. は「注釈」を、Zus. は「補遺」を示す。

## 二

ヘーゲル市民社会論批判におけるマルクスの基本視角と主要な課題は、ヘーゲルが「個別化され制限された特殊の労働に結びついた階級」ならびに「賤民」Pöbelとして描いたところの無産階級Ⅱプロレタリアートをば、国家と市民社会との分裂ならびにその根拠たる近代市民社会そのものを止揚し「人間的解放」を実現する実践的主体として直観し、このプロレタリアートの「定有の秘密」を概念的に把握することであった。この課題は、マルクスにおいて、『ヘーゲル法哲学批判、序説』で明確に設定されたものであることはいままでもない。この論稿が『ヘーゲル法哲学批判、序説』とマルクス自身によって名づけられていることは、プロレタリアートを人間解放の担い手とする視角からその定有の論理を解明することが、ただちに、ヘーゲル市民社会論にたいする、さらにまた「法哲学」全体にたいする根底的批判となるものであることを、マルクスが明確に自覚していたことを示している。

ヘーゲルが、イギリス社会の現状を表象に浮かべつつ、「特殊の労働に結びついた階級」、「賤民」に論及しているのは、「市民社会」論Cの(a)「警察」<sup>(1)</sup>の項においてである。ここでヘーゲルは、つぎのように述べている。

二四三節——「市民社会が妨げられることなく活動を続けておれば、市民社会はその内部において人口と産業の増進過程にある。——欲望による人間の連関の普遍化と、欲望にたいする手段を準備し調達する方法の普遍化とによって、一方では富の蓄積が増大する、けだしこの二重の普遍性から最大の利得が得られるからである。——また他方では、特殊の労働の個別化と制限性およびこの労働と結びついた階級の依存性と困窮とが増大する。そしてこれには、市民社会の広汎な諸權益、とりわけ精神的便益を感知し享受しえないことが結びついてくる」。

二四四節——「大衆が、社会の成員に必要なものと自ずから規定された一定の生計様式の規準以下に墮すれば——そしてこうなれば、自分の活動と労働によって生存するという、法、正義ならびに名譽の感情が喪失するが——、ここに賤民が発生する。同時にこれにもなって逆に、少数者の手中に莫大な富がいつそう容易に集中される」。

これらの節は、「現実主義者」ヘーゲルの「巨大な歴史感覚」を示すものとして、しばしば引用されるものである。そしてこれらの論述がマルクスにたいしても、近代市民社会の問題性の赤裸々な描写として、大きな感銘と示唆を与えたであろうことは疑いえない。ヘーゲルの市民社会論が近代国家の先端に位置するイギリスの、市民社会における最先端の問題性——貧富の分極的累積と、これにもなう賤民の発生——への論及を含んでいること、このことは、マルクスが『法哲学』を「公式の現代と比肩しうる唯一のドイツ史」<sup>(2)</sup>として高く評価した理

由の一つをなすものといえるであろう。

だが、ヘーゲルの卓絶した歴史感覚を示す右の論述は、同時にかれの消極面を、すなわちマルクスによって批判的に検討さるべき重要な問題をはらむものであった。その一つは、右の論述がイギリス社会における現象的事態の実証主義的描写にとどまって、この現象的事態が市民社会に内在する「本質的な矛盾」の必然的な現象形態として、真の意味で「概念的に把握」されていないことであり、むしろ、第二に、これらの事態は理念の定有としての本来の市民社会にとっては外的かつ偶然的な、したがって「公共力」たる「警察」によって抑制されるべき、たんなる現象としての意義づけを与えられていることである。これらの点について若干たちいった考察をくわえ、ヘーゲル市民社会論批判におけるマルクスの問題点をヨリ規定的に明らかにする必要がある。

まず第一の点について。一般に、『法哲学』におけるヘーゲルの主題は、国家、社会の諸事象の概念的把握にあった。だがかれにおいては事象の概念的把握は、マルクスにおけるように、「固有の対象の固有の論理を把握する」<sup>(3)</sup>ところに成立するものではない。諸事象の「概念」は論理的、概念として、諸事象の運動の論理は論理学における概念の自己運動の系列として、あらかじめ前提されている。したがってヘーゲルにおける「概念的把握」とは、実在的諸対象を現象するがままにとりあげて、これらを論理的概念の諸契機とそれらの相互的媒介運動としての概念の自己展開の系列に対応させて編成叙述することにほかならない。それゆえ『法哲学』の論述は、実在的諸事象にかんずるかぎり、現象的事態の実証主義的描写にとどまるものである。したがって先にあげた第一の問題点は、たんに「警察」の項の論述にだけでなく、『法哲学』全体にはらまれているものと云わねばならぬ。ただ、ヘーゲルが実証主義的描写の対象をドイツ的現実に限らないで、英仏の国家・社会における諸現象と

そこにおける現象的矛盾をも反映していることをマルクスは高く評価して、この現象的事態・現象的矛盾の分析をつうじてそれらの実在的な論理を解明しようとしたのであった。

右にのべたように、ヘーゲルによって理念の實在的定有として描かれている事態は、近代国家・社会の現象的事実の实证主義的反映にすぎないものであった。しかし『法哲学』においてはこれらの現象的事実が、それぞれ一定の哲学的意義づけを与えられ、体系的に編成されている。現象的事実の体系的な編成を支える基本的な原理は、さきにも述べたように、實在的な対象以前に論理学において完結しているところの——これをヘーゲルは「対象に内在する理性」と僭称するのであるが——抽象的な「概念」である。だが實在的な現象的諸事実とあらかじめ前提された抽象的な論理的概念とは、内的必然的な関係をもたない。一定の抽象的な概念規定にたいしては、複数の實在的現象を類推的に対応させることが可能である。<sup>(4)</sup>したがって、それ自体としては複雑多様な實在的諸現象を論理的概念の自己展開の系列に沿って体系的に編成するにあたっては、一定の政治的・歴史的意識ないしは「あるべき国家」についての一定の表象が媒介をなしていること——ヘーゲル自身はこのことを否定しているが——を看過することはできないであろう。ヘーゲルは、あるべき国家・社会についての一定の表象にもとづいて多様な實在的諸事象に一定の価値判断をくわえ、これを概念展開の系列に沿って編成叙述しているのである。したがって、おなじく实证主義的に描写されている個々の現象的諸事象にしても、ある事象は概念のまっただき定有として肯定的な意義を付与され、他の事象は概念に外的な定有としての、したがって体系的には止揚されるべき偶然的な定有としての意義を与えられている。市民社会における貧富の兩極分解と賤民の発生についてのヘーゲルの論述にかんして、さきに指摘した第二の問題点は、まさにこの点にかかわる。すなわちヘーゲルにおい

て、概念の定有として理性的な、いわば本来の市民社会は、「身分」Ständeの区別において有機的な体系的全体であり、「階級」Klasse分裂とそれにもとづく貧困の問題は、本来の市民社会の「内部に残存する偶然性」であつて、これは「公共力」たる「警察」によつて「事前に配慮」され管理されるべき対象なのである（§188）。

なるほど貧富の両極分解、これにもとづく階級分裂と賤民の発生は、「現代社会を動かし悩ましつゝある問題」（§244, Zus.）である。ここでは、「市民社会は富が過剰にありながら十分には豊かでない、いいかえれば、貧困の過剰と賤民の発生とを防止するに足る固有の財産を持っていない」（§245）という矛盾が前面に現われている。この矛盾を解決すべく市民社会は、「特定社会としての自己をのりこえて」（§246）他国と通商貿易關係をとり結び、さらに「植民地の建設」（§248）に進む。このような、「社会を越える利害」を「上から指導し配慮する」（§249）は、ヘーゲルによれば「警察」の一任務であつた。しかしながら、外国貿易や植民は、市民社会のはらむ矛盾を真に解決するものではありえない。むしろそれは、この矛盾を悟性的無限に導く。そしてこのような市民社会の運動を上から指導し監督する警察の機能は、あくまでも「外的秩序」を維持し、市民社会における主観的特殊性と即自有的普遍性との「相対的合一」を実現するものにはすぎない。富の過剰と貧困の過剰という市民社会の矛盾を真に解決——というよりもむしろ、あらかじめ防止するものは、ヘーゲルにおいては「国家」であり、市民社会における国家的・倫理的な心情である。市民社会という特殊性の領域にありながらそのなかで国家的な心情を、すなわち普遍性と特殊性との実体的統一を具現している定有こそ、「身分」ならびに「職業組合」にはかならない。「国家の第一の土台は家族であり、身分が第二の土台である」（§201, Zus.）。また、「家族にくわえて職業組合が、第二の、市民社会に根ざす国家の倫理的基礎をなす」（§355）。したがつて、ヘー



ゲルによれば、「身分」「職業組合」こそ、国家の概念すなわち倫理的概念のまったき自己実現として、理性的な、本来の市民社会を構成するものなのである。

ヘーゲル市民社会論の出発点は、倫理的実体としての「家族」の分裂であった。市民社会は、家族において実体的統一においてあったところの特殊性と普遍性の両契機が分裂し、それぞれ主観的特殊性と形式的普遍性として自立的な実存をえるところに成立するのであった。この意味でヘーゲルは、市民社会を「差別の段階」、「本来的倫理の喪失」の段階と特徴づけたのである。このことは、ヘーゲルが近代國家、近代社会における私的利益と普遍的利益との、市民と公民との、市民社会と政治的国家との分裂を知っていたのみならず、市民社会論展開の論理的出発点に据えていることを示している。さらにかねは、市民社会が「妨げられることなく」活動を続けられ、貧富の分極的累積、富裕階級と労働階級・賤民との階級分裂を招来せざるをえないことをも知っている。しかしながらヘーゲルは、——その哲学的原理ならびに政治的立場からして——市民社会と国家との、また富裕階級と貧困階級との、分裂を欲しない。かれは市民社会の内部で特殊性と普遍性が実体的に統一せられ、市民社会が国家の有機的契機たることが実現せられていることを欲するのである。そこでヘーゲルは、分裂の確証であり「定立された矛盾」<sup>(6)</sup>にほかならない「警察」に、特殊性と普遍性を「相対的に合一」する媒介的契機たる意義を与えるとともに、ヨリ根底的に両者の「内的合一」における「具体的統体」としての意義をもつ實在的定有を、「身分」と「職業組合」——この中世的なるもの——に見いだしたのである。いかえればヘーゲルは、市民社会の現象的諸矛盾を知りかつ描きながらも、これらの「現象の矛盾をば、本質における、すなわち理念における統一ととらえ」<sup>(7)</sup>、そして理念における統一を體現している實在的定有を、中世的な——そこでは「市民社会は直接

的に政治的性格をもっていた<sup>(8)</sup>、すなわち市民社会と政治的国家とは直接的に同一であった——諸事象にもとめたのである。これが、市民社会の自己矛盾を市民社会それ自体の内部において止揚せしめ、かくして市民社会を、国家の土台であり一分肢である倫理的有機体として構成したヘーゲルの秘密であった。

ヘーゲル法哲学のこの秘密は、マルクスにとってはすでに『ヘーゲル国法論批判』で解明・批判済みのものであった。この論稿でマルクスは、ヘーゲルが市民社会と政治的国家との分裂から出発し、これを理念の必然的な契機として展開しながらも、他方でこの分裂を「欲せず」、両者の統一が国家のうちに実現されていることを欲すること、したがってヘーゲルは、国家と市民社会との「定立された矛盾」を表示している実在的諸対象——「君主」「官僚制」「国会」——に、「理念における統一」の体現としての意義づけを与え、しかも、とりわけ「国会」Stände に関連して、かかる論理的意義の定有的実現を、中世的な身分制議会の規定によって「論証」していること、この意味で「ヘーゲルの同一性の最高峰は中世であった」<sup>(9)</sup>ことを、鋭く解明し批判した。マルクスは、経験的実在を抽象的な論理的規定とすりかえ、近代の諸事象を中世的規定性における諸事象とすりかえることによって、国家を概念のまっただけの現実態として構成しているヘーゲルの秘密を、「論理的汎神論的神秘主義」<sup>(10)</sup>、「最悪の混合主義」<sup>(11)</sup>と特徴づけている。そして『国法論批判』におけるマルクスの主題は、ヘーゲル国家論の論述を、「論理的汎神論的神秘主義」「混合主義」からときほぐし、そこに含まれている「合理的な」内実を抽出すること、そしてかくして抽出された合理的内実を批判的に検討することにあつた。ヘーゲル国家論——および法哲学一般——に含まれている合理的な内実とは、哲学的意義づけと体系的編成をこうむる以前の、ヘーゲルによって直観されたかぎりでの近代国家・社会の状況とその問題性、実証主義的に反映されているかぎりでの近代の諸現

象とそこにおける矛盾にほかならない。これをマルクスは、近代における政治的國家と市民社会との分裂として抽出し、この分裂を止揚して人間存在の現実的な類の普遍性（Ⅱ「デモクラティ」）を実現せんとする実践的な視角から、分裂の事態そのものの概念的把握を志向したのであった。

右のような『ヘーゲル国法論批判』の視角と方法は、マルクスがヘーゲル「市民社会」論を検討するにあたってもつらぬかれていたはずである。マルクスにとっては、「身分」「職業組合」を媒介的契機として市民社会を倫理的有機体に構成することは、ヘーゲルの「論理的汎神論的神秘主義」「最悪の混合主義」の帰結であり表現であるにほかならず、もはやあらためて批判するまでもないことであつたらう。むしろかれにとっての問題は、哲学的に体系化されたヘーゲル市民社会論の基礎をなし素材となつているところの合理的な内実、すなわちヘーゲルのナマの市民社会認識を抽出することにあつたと思われる。ヘーゲルのナマの市民社会認識の抽出は、すなわち近代市民社会の現象的事態とその問題性の把握という意味をもつ。そしてマルクスは、近代市民社会の問題性を、否、近代市民社会そのものを変革し止揚しようとする実践的な見地すなわち「人間的解放」の立場から、ヘーゲル市民社会論の合理的な内実を批判的に分析し概念的に把握しようとしたのであつた。そのさいマルクスは、ヘーゲルにおいて本来の市民社会にとっては偶然的な要素とされながらも現象するがままに描かれているところの貧窮した労働階級と賤民、すなわちプロレタリアートをば、近代市民社会を止揚し人間的解放を実現する担い手と直観していた。したがって、かれが実践的見地になつて、ヘーゲル市民社会論の合理的内実の概念的把握を企図したということは、とりもなおさず、かれはヘーゲル市民社会論の批判的分析を媒介として、人間的解放とその担い手についての自分の「直観を概念に加工」しようとしたのだということを、意味している。いいかえ

れば、プロレタリアートの定有を「その発生と必然性において概念的に把握」<sup>(12)</sup>して、その歴史的かつ論理的な使命を明らかにすることが、マルクスのヘーゲル市民社会論批判の、したがってまた経済学の批判的研究の究極の課題であったと考えねばならないであろう。

この究極の課題を果たすためには、まずもって、ヘーゲルが身分の区別において理性的な有機体として構成した市民社会の、合理的な内実はいかなるものであったかが、説明されなければならない。ただし、プロレタリアートの存在は、ヘーゲルも云うとおり、市民社会の「妨げられない」自己運動が招来した一帰結であり、したがってその「発生と必然性」は、まず、ヘーゲル市民社会論の合理的内実すなわち近代市民社会の外的運動とその問題性を明らかにし、ついでそれに対する批判的分析を試みることによって把握されうると推定されるからである。

(1) 参考までにヘーゲル「市民社会」論の区分を示せば次のとおりである。

A. 欲望の体系

- (a) 欲望と充足の様式
- (b) 労働の様式
- (c) 財産 Vermögen

B. 司法 Rechtspflege

- (a) 法律としての法
- (b) 法律の定有
- (c) 裁判

C. 警察と職業組合

- (a) 警察 Polizei
- (b) 職業組合 Korporation

なお Polizei は、ヘーゲルにおいて、たんに「警察」の意味で用いられているのではなく、経済政策・社会政策を含む上からの配慮と管理の機能一般を内容としている。金子武蔵氏は Polizei の意義を検討して、「これは今日われわれが行政と呼ぶものに該当する。ただしここではポリツァイは政治国家自身によって直接に行なわれるものではなく、シュタインの改革と軌を同じうして、その指導・監督のもとに市民社会の自治に委ねられているものである」と云っておられる

『ヘーゲルの国家観』四三六ページ）。このような内容を念頭においたうえで、本稿では便宜上「警察」の訳語を使って  
 せん。

(2) 『ヘーゲル法哲学批判』序説『Marx/Engels, Werke 1, s. 383.

(3) 『ヘーゲル国法論批判』a. a. O., s. 296.

(4) マルクスも『国法論批判』で、ヘーゲルの身分国會議論を検討して云っている、「ここでは同一の（実在的な）主語が、さまざまな意義においてとらえられている。しかしその意義は、自己規定ではなく、比喩的な、すりかえられた規定である。同一の意義に他の具体的な主語をあてはめることも、また同一の主語に他の意義をあてはめることも可能であろう」  
 (a. a. O., s. 287) 云々。

(5) ヘーゲルの身分論については次節で検討するが、ここで指摘しておかねばならないのは、ヘーゲルが市民社会論において「身分」Ständeと「階級」Klasseとを明確に区別していることである。「市民社会」論の「A、欲望の体系」の項ではもっぱら「身分」区別が問題とせられ、「C、警察と職業組合」の項のさきに引用した二四三節で、はじめて「労働と結びついた階級」として Klasse が用いられている。そして貧窮大家ないしは賤民の対極として、「富裕階級」reichere Klasse (§ 245) あるいは「実業諸階級」gewerbetreibende Klassen (§ 253) という語が用いられているのを見る。したがってヘーゲルは、市民社会の活動が、とりわけ「営業身分」になわれた「産業の発展」が、「身分」区別とは異なった「階級」区別を、「身分」の解体・「職業組合の廃止」によって「階級」分裂を、招来していることを知りかつ描いているわけである。——それゆえヘーゲルにおける Stände と Klasse とは明確に区別されるべきであるにもかかわらず、いずれも「階級」と訳している岡田・速水氏訳（岩波ヘーゲル全集）は、厳密さを欠くばかりでなくヘーゲル評価を誤らせるものである。また、Stände を「階層」と訳している高峰氏訳（創元文庫）は、ヘーゲルがこの語によって描いている内容（それは、次節でみるように、たしかに「身分」と訳すことを躊躇させられるような内容ではある）に沿った訳語であると思われるが、しかしそれは、ヘーゲルが「階層」ないしは職業分化ともいうべきものにあえて Stände の名を与え、これによって市民社会を理性的有機体として構成しているところにひそむ問題性を看過没却した訳語と云わざるをえない。Stände は文字どおり「身分」と訳すことには、このみ、ヘーゲルの積極性と問題性とは明らかにされうると考える。

(6) 『ヘーゲル国法論批判』Marx/Engels, Werke 1, s. 270.

- (7) 同上、a. a. O., s. 295—6.
- (8) 『ニダヤ人問題によせて』 a. a. O., s. 367—8.
- (9) 『ヘーゲル国法論批判』 a. a. O., s. 275.
- (10) 同上、a. a. O., s. 206.
- (11) 同上、a. a. O., s. 300.
- (12) 同上、a. a. O., s. 296.

## 三

身分の区別において自己同一的な倫理的有機体としてのヘーゲル市民社会論の、合理的内実はいかなるものであったか。この問いにたいする答えは、ヘーゲル「市民社会」論の第一節「欲望の体系」を検討することによって与えられると思われる。けだし、この節でヘーゲルは、主観的特殊の欲望の充足を原理とする市民社会について論じて最後に「身分」論を位置づけており、この節がヘーゲルの「本来の市民社会」論ともいうべき内容と意義をそなえているからである。

「欲望の体系」は、ヘーゲルにおいて、普遍的意志としての人格の特殊性の契機たる主観的欲望を出発点とし、これが「客観性すなわち満足」を得る媒介過程の構造を明らかにするものである。「主観的欲望」を出発点とするかぎりにおいて、ここで問題となるのは「表象の具体物」としての人間、すなわち自然的物質的な欲望の充足を自己目的とする人間である。ただし、全体の立場がすでに定立されている「倫理」の一象面としての市民社会においては、自然的欲望をみずから占有取得する外的事物によって充足する自然的孤立の人間が問題なのではな

い。ここでは欲望充足手段としての「外的諸対象の直接的な占有取得は、もはや、あるいはほとんど生じない<sup>(1)</sup>」。市民社会における人間は、自由意志の一規定的定有たる所有<sup>||</sup>私的所有において自己を確証する人格であり、しかも他の諸人格との関係においてのみ実存しうる特殊的人格なのである。

このような特殊的人格の主観的欲望が、欲望の体系の出発点をなす。主観的欲望が客観性すなわち満足を与えるのは、「(a)外的事物を手段として、(b)主観客観の両側面を媒介するものとしての活動および労働を通じて」 (§ 189) である。ところで人間は、「区別をとらえる悟性」 (§ 190, Zus.) の作用により、欲望ならびにその充足手段を複雑多面化するとともに特殊化的に分割し、これにもなって充足手段を「準備し獲得する媒介」としての「労働」も、「特殊化されて分業と」なる。この分業によって、「個人の労働はいつそう単純となり、またこれによって個人の抽象的労働における技能ならびに生産量が増大する」 (§ 190) とともに、欲望および充足手段の複雑化・特殊化がいつそう促進される。こうして、市民社会においては「欲望と手段は、實在的定有としては向他有」 (§ 190) となっている。すなわち、欲望は、「いまや他人の欲望と意志の所有であり生産物」 (§ 189) であるところの外的事物にたいする欲望であり、この欲望を充足するためには、みずから「抽象的労働」としての分業労働に従事して、自己の所有でありながらも實在的定有としては他人の欲望充足手段であるものを、すなわち「交換可能な手段」<sup>(2)</sup> *austauschbare Mittel* を生産しなければならぬ。したがって、ここで問題とされている「特殊的人格」とは、社会的分業にもとづいて交換可能な他人の欲望充足手段すなわち商品を生産し、商品交換によって自己の欲望を充足するところの、自立的商品生産者にほかならない。「自立的」というのは、みずから労働し、しかも「人格」として自由な私的所有であることを意味している。「欲望の体系」は、さしあたり、

自立的商品生産者の体系として描かれているといえる。

右にみたように欲望の体系においては、欲望も、手段も、さらに労働も、実在的、定有としては向、他、有となつて  
いる。したがつて向、自、的、には、すなわち欲望主体・労働主体にとっては、それらは観念的な、抽象的な欲望、抽  
象的な手段、抽象的な労働にほかならない。この、欲望、手段および労働の「質となる抽象」こそ、ヘーゲルに  
よれば、主観的欲望の充足というそれ自体としては利己的な目的と活動の背後にあつて、それらを「社会的なも  
の」として媒介しかつ実現するところの契機なのである。「欲望および手段の質となる抽象が、……個別化と抽  
象における欲望、その充足手段および方法を、社会的なものとして具体的なものたらしめる契機である」 (§192)。  
また、「労働における普遍的にして客観的なもの」たる「抽象が、その他の〔自分の生産物で充足しうる以外の〕引用者〕  
欲望を充足するための人間相互の依存性および交互関係を、まったく必然性にまで完成する」 (§198)。かくして、  
「主観的利己心は、転じて万人の欲望を充足するための寄与となる」 (§199)。

欲望の体系の出発点は主観的欲望であり、主観的特殊性の充足という利己的目的であつた。これは、ヘーゲル  
の叙述の出発点であるとともに、市民社会における特殊の人格としての諸個人の意識と活動の出発点でもある。  
だがこの主観的には特殊の利己的な目的の実現は、欲望・手段・労働の「抽象性」のゆえに、客観的必然的に他  
の特殊性との関係のなかにおいてのみ、したがつて即自的な社会的関係のなかにおいてのみ可能である。という  
よりもむしろ、欲望・手段・労働の抽象性ということがすでに、それらが即自的に必然的な社会的関係によつて  
媒介されたものであることを表わすものにほかならない。この、主観的目的とそれにもとづく活動によつて形成  
されるとともに、むしろそれらを支え相互に媒介するところの内的必然的な社会的関係をばヘーゲルは、「有限



的象面に反照する理性」すなわち悟性的普遍として抽出し、これを「普遍的恒存的財産」das allgemeine bleibende Vermögen と呼ぶのである。——「あらゆる方面に錯綜している万人の依存関係に含まれるこの必然性は、いまや各人にとって普遍的恒存的財産であり、これは、各人が自分の生計を確保するために、その教養と技能とによってこれに参加する可能性を含んでいる、——それとともに各人の労働を介して得られるこの所得は、普遍的財産を維持し増大する」（§199）。ここにヘーゲルのいう「普遍的恒存的財産」は、おそらくスミスが『諸国民の富』の分業論で用いている「共同資財」<sup>(4)</sup>common stock の範疇を撰取したものと思われる。だがこの普遍的財産は、欲望の体系においては、ただこれに反照するかぎりでの理性、したがって抽象的悟性的な普遍性であり、各人にとっては自己の生計を確保するための「可能性」としてのみ存在する。これが実在的に定有するのはただ、「特殊的財産」としてであり、かかるものとしてのみ各人にとって現実的な生計手段となりうることはいうまでもない。この、抽象的普遍としての普遍的財産から、その実在的定有としての特殊的財産を「推論」するヘーゲルの展開には、きわめて興味深いものがある。けだしそこにはヘーゲルの積極面——「無批判的実証主義」——と消極面、『法哲学』にひそむ「秘密」とが、集中的に現われているからである。

内的抽象的な普遍性が実在的定有を得るのは、特殊性を媒介としてである。ところで、ここでヘーゲルは、二つの特殊性をもちだしている。一つは、市民社会における実在的な人間の、「自然的、恣意的な特殊性」、偶然的特殊性であり、他は、市民社会に「内在する理性」としての概念の自己規定としての特殊性である。まず、ヘーゲルはいう、「普遍的財産を分有する可能性、すなわち特殊の財産は、一つは直接の個人的基礎（資本）によって、一つはまた技能によって制約されている、そしてこの技能そのものもまた資本によって、さらに偶然的事情

によって制約されている。これらの多様な偶然的事情が、すでにそれ自身不平等な自然的肉体的素質および精神的素質の発展のうちに種々の差異をもたらす。——この差異は、この特殊性の象面においては、あらゆる方向にむかって、またすべての段階から現われ出て、その他の偶然性や恣意とともに諸個人の財産ならびに技能の不平等を必然的に招来する」 (§200)。ここで特殊の財産の「不平等」に言及されていることは注目してよいであろう。しかしこれは、経験的事実のまましく無批判的実証主義的な描写でしかない。ヘーゲルは「財産ならびに技能の不平等」を眼前にみて、これの「必然的」な根拠を「自然によって定められた人間の不平等」 (§200, Anm.) にもとめるにとどまっている。この自然的必然性が、多様な「偶然性や恣意」に媒介せられて現われるということは、なにごとをも説明するものではない。要するに財産の不平等は自然的に必然的であり、社会的には固有の必然的根拠をもたない偶然的な現象ととらえられているのである。

それにしても、ここまでの展開はまだしも合理的である。これまでのところでヘーゲルは、利己的欲望に出發し、この充足を目的とする特殊の諸個人の活動をいわば分析的に抽象化し、そこにひそむところの「単純な原理、すなわち事象のうちに働きそれを支配している悟性」をば、「普遍的恒存的財産」として抽出した。そしてこの抽象的悟性的な普遍性が実在的には、個々人の偶然の特殊性に媒介されて、不平等な特殊の財産として実存していることを指摘したのである。

だがヘーゲルの立場は「悟性」ではなく「理性」であり、事象に内在する真の普遍者は、抽象的悟性的普遍ではなくて具体的理性的普遍としての「概念」であった。普遍的財産の不平等な特殊の財産への実在化を媒介する偶然の特殊性は、自然的必然性に属するものであって概念に固有な特殊性ではない。概念に固有な特殊性とは、

概念自身の自己規定でありその区別の定立としての特殊性である。このような、具体的普遍としての概念が市民社会において自己の区別を定立しているところの定有として、ヘーゲルがもちだすのが、身分、区別にほかならない。すなわちかれは、「人間の欲望および運動の体系に内在する理性が、この体系を諸区別の有機的全体に組織するものである」 (§200, Ann.) としつゝ、つぎのように述べている。——「無限に多様な手段、ならびに交互的な生産と交易におけるこれら諸手段のおなじく無限に交錯した運動は、それらの内容に内在する普遍性によって集合し、そして普遍的な集団に自己を区別する。かくして全関連は、欲望、その手段と労働、充足の仕方、および理論的ならびに実践的教養の種類などの特殊の諸体系に——諸個人がそれに帰属するところの諸体系に——、身分の区別に形成される」 (§201)。この身分をヘーゲルは、「概念にしたがって」、すなわち個別性、特殊性、普遍性の三契機の区別において自己同一なものとしての論理的概念にしたがって、「実体的もしくは直接的身分」としての農業身分、「反省的もしくは形式的身分」としての営業身分、ならびに「普遍的身分」に区別する (§202)。各個人は、みづから自己を規定して特殊の身分の一員となり、この特殊の定有において自覚的に「他人を顧慮し、……利己心を普遍的なものと結合」するとともに、これによって「普遍者に媒介されて自らを配慮し」普遍的財産の分有にあずかるというのである。かくして、利己的欲望と利己的活動という「主観的特殊性」の契機と、これを内的に媒介するとともにこれによって無意識的に促進される普遍的財産としての「客観的普遍性」の契機とが、身分において自覚的に統一せられて和らぎを得、市民社会は身分社会として倫理的國家の基礎たらしめられるのである。

右に引用し約言したヘーゲルの「身分論」は、「普遍的恒存的財産」にかんする論述にひきつづいて、これを

「分有する様式」として説かれているために、あたかもヘーゲルが、利己的主観的な活動に内在する抽象的普遍としての普遍的財産から、その特殊化的自己規定として身分区別を演繹しているかの外見を呈している。しかしこれは（おそらく意図的に企てられた）仮象にすぎない。右に引用した論述にみるように、ヘーゲルは身分区別を規制する原理を、欲望の体系に「内在する理性」、「内在する普遍性」と呼んでいる。しかしこの内在的な理性的普遍性は、ここではただことばとしてもち出されているだけで、その内容の究明はない。これまでの論述で究明せられたのは、個別的特殊的な欲望と活動に内在する抽象的悟性的な普遍性にすぎなかったはずである。したがってここに、すなわち「普遍的財産」論から「身分区別」論への展開の過程に、突然もちこまれる「理性的普遍性」は、これに先だってヘーゲル自身が説いている悟性的普遍をこえてその底に、あるいはその上に、あらかじめ提示されていたところの論理的概念の普遍性にはかならない。かくて、欲望の体系にまさしく内在する抽象的普遍の摘出へと進んだいわば地上の論理の展開は、突如として自称「内在的」な、だが真実には超越的な天上の論理に組みいれられる。<sup>(6)</sup>この操作によって、一方欲望の体系に内在する抽象的悟性的普遍がその真理においては理性的普遍であることが「確証」せられ、他方、「個人の財産の不平等」はそれ自体として偶然的な一契機におとめられて、市民社会は普遍性に浸透せられた特殊性の象面、「そのうちで普遍が曇りなく自己自身と等しい姿を保っている規定性」<sup>(7)</sup>としての、概念に固有な特殊性の象面として構成されるのである。このような論理的意義をになう実在的定有としてヘーゲルが「身分」をかかげるとき、かれの表象のうちにあるのは、中世的な規定性における身分、すなわち私的特殊的意義と公的普遍的意義との直接的同一性を表現するところの身分であったことは、疑問の余地のないところであろう。ただしヘーゲルは、中世的な規定性における身分をば、「主観的意見

および特殊の恣意」によって媒介されたものとして欲するのである。

しかしながらこの「身分」も、ヘーゲル自身が描いている内容を検討すれば、かれが付与した論理的意義をただちに裏切っているものであることが明らかになる。まず、「実体的身分」としての農業身分についてみれば、これは「排他的に私有する……土地の自然産物をその財産として有し、……みずから手に入れるもので満足する」 (§203)。したがってこの「身分」の内容は、かならずしも中世的な農民身分ではなく、みずから土地を私対する自立的かつ自営的な農民である。<sup>(8)</sup>しかもこの農民層が「現代では」、第二身分とおなじく「反省の様式」における経営、すなわち商品生産を行ないつつあることを、ヘーゲルは看取している、——「現代では、農業経済は工場とおなじく反省の様式においても経営され、したがって自然性に反抗する第二身分の性格をとりいれている」 (203, Zus.)。つまり、「反省的身分」としての「営業身分」der Stand des Gewerbes。この「身分」はさらに三つに区分されている。①個々人の具体的な要望に応じた労働、すなわち顧客生産をおこなう「手工業身分」、②一般的な要求に応ずるところのヨリ抽象的な労働にたずさわる「製造業身分」、③「商業身分」、これは「個別化された手段相互の交換を、主として一般的交換手段、すなわちあらゆる商品の抽象的価値の現実的形態たる貨幣をもっておこなうことを職務とする」 (§204)。したがって「反省的身分」の内容には、顧客生産をおこなう本来的身分ともいふべき「手工業身分」とならんで、もっぱら商品生産・商品交換にたずさわる製造業者ならびに商人が含まれている。そして後者とならべられた手工業身分は、すでに本来的身分の解体過程にあるものといわねばならない。さいごに「普遍的身分」。これは、「社会状態の普遍的利益をつかさどる」 (§205)。したがって普遍的利益と私的利益の分裂を前提として成立する近代的官吏を主要な内容としていることはいうまでもない。

以上の簡単な考察によっても明らかのように、ヘーゲルが「身分」と名づけて描いているものの内容は、本来的な身分の解体から生じたところの自立的生産者、しかもつばら商品生産・商品交換に従事するところの、もしくはしだいに商品関係に包摂されつつあるところの、自立的な生産者にほかならない。元来、市民社会論の最初から——さらに、私有としての「所有」に始まる『法哲学』の最初から——ヘーゲルが「客観精神」の實在的担い手として前提していたのは、商品流通を通じて形成され、商品交換を媒介として相互に結合している自立的生産者、自己の労働にもとづく私的所有者、この意味で、本来的「市民」としての近代的個人であったといえるであろう。「抽象法」における「人格」も、「道徳」における「主観」も、そもそも「法的地盤」をなす「自由意志」そのものが、実はかかる近代的個人からの抽象にほかならない。したがって、『法哲学』においてヘーゲルが、理念の定有をになう實在的主体として依拠したのは、自立的商品生産者としての近代的個人であったといふべきである。

だが同時にヘーゲルは、近代的個人とその社会がはらむ問題性を看取していた。それは、なによりも、私的特殊的利害と公的普遍的利害との分裂であり、さらに自立的生産者の兩極分解を表現する貧富の分裂の問題である。これらの分裂・矛盾を止揚すべくヘーゲルは、近代的個人、したがって利己的欲望を原理とする自立的生産者**を**ば、近代市民社会における「唯一の普遍的な、表面的な、形式的な区別」としての「都市と農村の区別」にしたがって区別して、これに「農民身分」、「営業身分」なる名称と意義を、したがって内容そのものとは異なった形式と意義を与えたのであった。そしてこれに「普遍的身分」を加えた三身分を概念の三契機に対応させ、したがってまた、第一身分を「家族」の契機に、第二身分を市民社会の契機に、第三身分を「国家」の契機に対応させ

て、市民社会を「倫理」的概念の一契機でありながらそれ自体全体的な倫理的概念の定有であるものとして構成したのである。<sup>(10)</sup>これはたしかにみごとな構成ではある。しかしあくまでも、「論理的汎神論的神秘主義」と「最悪の混合主義」にもとづく主観的形式的な——たとえドイツ的現実のなかに客観性をえていたとしても、というよりもむしろ、そのゆえになおさら——「構成」であることにはかわりはない。ヘーゲル市民社会論の合理的な内実は、このような構成をこうむる以前のヘーゲルの市民社会認識のなかに、すなわち、矛盾と問題性をはらんだ自立的生産者の体系としての市民社会把握のうちにある。

(1) Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse (1830), § 524. また『法哲学』第二一七節注釈を参照。

(2) Enzyklopädie, ebenda.

(3) もともと、ヘーゲルの分業論は、社会的分業だけを問題にしているものとはいえない。一八〇三―四年の『イェーナ実在哲学』でヘーゲルが、スミスのビン・マニョファクチュア分業論を引用していること (Jensner Realphilosophie, I, hrsg. v. G. Lasson, s. 239) は広く知られている。『法哲学』においても、「生産行為の抽象化は労働をますます機械化し、ついには人間を労働から排除して、人間の代わりに機械を導入することを可能ならしめる」 (§ 198) というとき、ヘーゲルが作業場内分業を表象に浮かべていたことは明らかであり、また、欲望ならびに充足手段の複雑化とともにそれらの特殊化的分割が説かれるとき (§ 190, § 191)、社会的分業とともに作業場内分業がヘーゲルの念頭にあったことは明らかである。しかしヘーゲルは社会的分業と作業場内分業とを区別せず、むしろ論理的には、後者を前者に解消しているといえる。これはヘーゲルが、市民社会における人間を、自立的生産者即所有者としての自由な人格と前提していたことの必然的な帰結である。他面、ヘーゲルの社会的分業把握は、それが作業場内分業の表象にもとづいて行なわれている一面があるために、特有の問題性をはらんでいる。というのは、かれにおいては、分業にたずさわる諸個人間の関係が、商品交換に媒介された関係として明確に説かれなくて、欲望・手段・労働の「質となる抽象」を媒介として、ただちに「社会的関係」が定立されているのである。すなわちヘーゲルは、市民社会の成員を社会的分業にたずさわる自立的な人格とし

て前提しながら、この自立的人格相互の関係を作業場内分業(そこにおいては諸個人間の関係は直接的かつ有機的である)の表象にもとづいて規定することにより、諸人格の抽象的な特殊性の背後にあってこれを媒介する即自的な普遍性(社会)的關係を直接的に定立しているのである。分業概念の不明確さとそれにもとづく意義のすりかえが、「欲望の体系」においてヘーゲルが交換関係をそれ自体としてとりあげていないことの一つの原因をなすと考えてよいであろう。

(4) スミスは、『諸国民の富』第一編第二章「分業をひきおこす原理について」の最後のところで云っている、「人間のあいだでは、もつとも異質的な天分こそがたがい有用なのであって、それぞれの才能のさまざまの生産物は、取引し、交易し、交換するという一般の性癖によって、いわば共同資材 common stock のなかにもちこまれるのであるから、あらゆる人は、自分が必要とする他の人々の才能のどのような部分をも、そこから購買することができるのである」。(大内・松川氏訳岩波文庫、第一分冊一二三ページ)

(5) 『エンテュクロペデー』一六三節で、ヘーゲルはいう、「概念そのものは、次の三契機をふくんでいる。(1) 普遍性。これは、その規定性のうちにありながらも自己自身との自由な同等性である。(2) 特殊性。これは、そのうちで普遍が曇りなく自己自身と等しい姿を保っているところの規定性である。(3) 個別性。これは普遍性および特殊性という規定性の自己内反省である。このような自己との否定的統一は、即目・向自的に規定されたものであるとともに、同時に自己同一なもののすなわち普遍者である」。(松村氏訳岩波文庫『小論理学』、下巻一二七ページ)

(6) 『ヘーゲル国法論批判』におけるマルクスの、つぎの評言を想起すべきである。——『法哲学』には「二重の歴史、エゾテリッシュな歴史とエグゾテリッシュな歴史とが存在する。内容は、エグゾテリッシュな部門のうちにある。エゾテリッシュな部門の関心はつねに、論理的概念の歴史を国家のなかに再発見することにある。だが、本来の発展がおこるのは、エグゾテリッシュな側面においてである」(Marx / Engels, Werke I, s. 206. 前掲拙稿二二八ページ参照)

(7) 注(5)参照。

(8) ところが「国家」論——その「立法権」の項——においてはヘーゲルは、「実体的身分」を長身分としてよりも、むしろ地主身分として論じている。そこではかれは、「実体的身分」を「地主身分」(der Stand der Gitterbesitzer)とも呼びかえて、これを「教養ある部分」と「農民身分」とに区分する。そして前者すなわち教養ある地主身分をもつて「国会の第一部」たる上院を構成せしめ、これに君主権と国会とを国会の側から媒介する中項の契機としての論理的意義を与



えている。この意味でこの身分は、ヘーゲルによれば、「王位と社会の支柱」となる。ヘーゲルが教養ある地主身分に右のような意義を与える根拠は、もっぱら、この身分においては財産が、「譲渡されない、長子相続の条件を課せられた世襲財」となり、「自分の恣意にたいしてさえも保証された……独立の財産」となっていることにある。このために、ヘーゲルによれば、「この身分は本質的に政治的目的のために活動すべくさしむけられ、同時にその結果選挙の偶然性なしに出生によって選定されかつ資格づけられる」。かくてこの身分は、一面で「君主権の契機に似たもの」(「出生による政治的地位への選定」)をそなえるとともに、他面、市民社会の諸身分とも「他の点では同じ欲望と同じ権利を分有」しているがゆえに、君主と国会(諸身分)とを媒介する中項とされているのである(§304~§307)。だが、教養ある地主身分の「地盤」をなす長子相続制・世襲財は、ヘーゲル自身が説いている市民社会の原理——労働を媒介とするところの生計手段の獲得、自由な所有——とも、また「家統という抽象的なもの」を排除する家族の原理(§177, §180 参照)とも矛盾するものである。このことをはっきり認識して、ヘーゲルは云っている、「長子相続制は、ただ政治的考慮からのみ望ましいものである」(§306, Zus.)と。これは、おなじく「実体的身分」と呼ばれたがらも、その市民社会における意義・内容と、国家における意義・内容とが異なるばかりでなく、原理的に対立するものであることを、ヘーゲルみずから告白しているものにはかならない。「政治的考慮からのみ望ましい」長子相続制に依拠する地主身分は、市民社会の諸身分と「同じ欲望と同じ権利を分有」しているどころか、むしろこれに対立する政治的な身分である。市民社会の一身分としての「実体的身分」は、ヘーゲル自身「教養ある部分」と区別しているところの「農民身分」を主たる内容としているところであらうであろう。

(9) 『ヘーゲル国法論批判』 Marx / Engels, Werke I, s. 284.

(10) ヘーゲルによれば、「概念は体系的全体 Totalität であって、その諸契機の各々は概念がそうであるような全体をなしており、概念との不可分の統一として定立されている」すなわち概念の三契機の各々は、「それ自身全体的な概念である」(Enzyklopädie, §160 & §163)。したがって、三契機すなわち個別性(家族)・特殊性(市民社会)・普遍性(国家)の統一として体系的全体であるところの倫理的概念の特殊性の契機の実存としての市民社会も、そしてさらに市民社会の一契機をなす「欲望の体系」も、それ自体三契機の統一における全体的概念としてあるはずであり、かかるものとしてとらえられてはじめて、「欲望の体系」としての市民社会の概念的把握がとげられたことになる。ヘーゲルの身分論は、ま

さにこの論理的要諦に応えるべく構成されている。すなわち、「実体的身分」は、「自然的制約のために、反省および自分の意志にほとんど媒介されない生計様式を保持し、そしてこの点に一般に、家族関係と信頼にもとづく直接的倫理の実体的心情をもつ」 (§ 203)。したがってこの身分は、市民社会における家族の契機を表示する。「普遍的身分」が市民社会における国家の契機を表示し、さらに「反省的身分」が特殊性を原理とする市民社会に特有の身分であることはいうまでもない。かくて、概念の自己運動としての個―特―普の推論は、「欲望の体系」においては実体的身分―反省的身分―普遍的身分として実存し、しかもそれが家族―市民社会―国家という倫理的概念の推論の一分肢をなすとともにこれを内在せしめており、ここに部分と全体の媒介的同一性が定立せられて市民社会が有機的全体として概念的に把握せられたことになっている。

なお、市民社会の三身分のうち、第一身分は家族において、第三身分は国家において、「自らがそのうちに生活する具体的普遍者」をもっている。これにたいして第二身分すなわち実業身分は、「本質的に特殊なものに向か」っている。この本質的な特殊性を普遍者に媒介するところの実存として、ヘーゲルがこの身分にあてがうのが、「職業組合」にはかならない (§ 250)。本文ではヘーゲルの職業組合論に内容的に触れる機会をもたなかったため、ここに、職業組合にたいするヘーゲルの意義づけを如実に示す一文を引用して、不備を補っておきたい。――「近代にいたって職業組合が廃止されたとすれば、それは個人が己れのために配慮すべきであるという意味をもつ。だがこのことが承認されうるにしても、職業組合によって、自分の生計をたてるという個人々の義務は変わらない。われわれの現代国家においては、市民は国家の普遍的事業にただ局部的に参与するだけである。しかし倫理的な人間にたいしては、私的目的以外に普遍的な活動を許すことが必要である。現代国家が必ずしも与えないこの普遍的なもの、かれは職業組合のなかに見出す。われわれは先に個人は市民社会において自分のために配慮しながら、また他人のためにも行動することを見た。しかしこの無意識の必然性では十分でない。この無意識の必然性は、職業組合においてはじめて自覚的かつ思惟的倫理となる。もちろん国家の高級の監視が職業組合の上になければならない、さもなければ職業組合は化石化し、荒廃して悲惨なツンフト制度に墮落するであらう。しかし即自・向自的には職業組合はけっして閉鎖的なツンフトではなく、むしろ個別的に存立する營業の倫理化であり、個別的に存立する營業を高めて力と名誉を獲得する領域に引き入れるものである」 (§ 255, Zus.)

## 四

ヘーゲルが、身分の区別において理性的な、いわば本来の市民社会として構成したものの合理的な内実は、前節にみたとおり、利己主義を原理とする生産者Ⅱ所有者としての自立的諸個人の、分業と交換を媒介とする社会的関係に成立するものとしての市民社会把握にあった。ヘーゲルが右のような意味での近代的個人を市民社会の實在的構成要素としていること、さらには、このような近代的個人を「客観精神」の實在的担い手としていることにこそ、マルクスが、『法哲学』をば近代的状態の哲学的反映として、高く評価した本来の理由があると考えらるべきである。

マルクスのこのような『法哲学』評価から、われわれは一つの注目すべきことから確認しておかねばならない。それは、『法哲学』批判の当初において、マルクス自身、ヘーゲルと同様に、近代市民社会の構成要素を、利己主義を原理とする自立的個人、商品交換に媒介された自立的生産者としての近代的個人にみいだしていることである。政治的國家と市民社会との分裂、公民と市民との分裂という問題設定で把握された市民社会は、もろもろの区別を内包しながらも、基本的には「利己的な自立的個人」を一元的な構成要素とする「欲望と労働と私利の利害と私法の世界」<sup>(1)</sup>にほかならなかった。マルクスが『ユダヤ人問題によせて』のなかで、市民社会の原理を「實際的欲望、利己主義」に、その「經驗的本質」を「暴利商売」に見いだし、そしてそこでの「神は貨幣である」というとき、また、「利己的欲望の支配下では、人間は自分の生産物と活動を疎縁な存在の支配下においてそれらに疎縁な存在——貨幣——の意義を与えることによってのみ、實踐的に活動し、實踐的に諸対象を産出し

うるのだ<sup>(3)</sup>」というとき、かれが近代市民社会を、商品交換を通じて利己的欲望の充足をえる自立的生産者の社会ととらえていたことは明らかであろう。

マルクスがプロレタリアートに、普遍的人間解放の担い手を見出したことは、この点で、すなわちかれの市民社会把握の点で、重大な転回を示すものではあった。けだしそれは、文字どおり「市民」の社会としての近代市民社会把握から、階級社会としての市民社会把握への転回を内包しているからである。しかしながらこの転回は、マルクスがプロレタリアートに着目したときに、ただちに果たされたわけではない。というのはかれはプロレタリアートの形成を、「市民」の社会としての近代市民社会の「解体」に見いだしているからである。『序説』でマルクスはいつている、「プロレタリアートは突然やってきた産業の運動をとおして、ようやくドイツにとつて生成しはじめている。というのは、自然生的に生まれでた貧困ではなくて、人為的につくりだされた貧困が、…社会の急激な解体とりわけ中間身分の解体から出現する大衆が、プロレタリアートを形成するからである。もつとも、自然生的な貧困やキリスト教的<sup>(4)</sup>ゲルマン的な農奴身分もしいにこの列に加わるのは自明であるが<sup>(4)</sup>。ここにいわれる「中間身分」（これは、「身分」と「階級」の範疇的区別を明確におこなっていないこの論文では、「中間階級」ともいわれているものと同じの内容をもつとみてよからう）は、自立的生産者<sup>(5)</sup>所有者を主要内容とするものと考えうる。このような自立的生産者<sup>(5)</sup>所有者の、したがってまた、これを構成要素とする本来的市民社会の解体にマルクスはプロレタリアートの形成をみたのである。

さきに述べたように、マルクスのヘーゲル市民社会論批判の、したがってまたその展開深化としての経済学の批判的研究の、究極の課題は、プロレタリアートの定有を概念的に把握して、その歴史的ならびに論理的使命を

明らかにすることにあつた。そしてヘーゲル市民社会論の合理的内実を摘出し、それにたいする批判的検討として右の課題にとりくもうとしたマルクスにとって、この課題遂行の基礎視角は、つぎのようなものであつたと云えよう。すなわち、分業と交換を媒介とする自立的生産者Ⅱ所有者の相互的依存関係として成立している市民社会が、それ自身の運動によって解体して、プロレタリアートを形成せしめる過程の論理を、その必然性において把握すること。これは、ヘーゲル市民社会論に即していえば、「欲望」の体系における特殊的諸個人の相互関係と相互運動が、「警察」の項で事実として描かれている貧富の分極的累積と賤民の発生を招来する過程をば、必然的なものにとらえてその固有の論理を説明することであつた、と云える。このような視角から右の課題にとりくんだマルクスの最初の経済学批判の草稿が、『ミル評注』にほかならない。この検討は次稿にゆずる。<sup>(5)</sup>

(1) Marx/Engels, Werke 1, s. 369.

(2) a. a. O., s. 372.

(3) a. a. O., s. 376~7.

(4) a. a. O., s. 390~1.

(5) 本稿では、ヘーゲル「市民社会」論の「B、司法」に触れるところがなかった。ヘーゲルによれば「司法」は、法律ならびに裁判によって「所有と人格の保護」を行なうことを本質的な規定とする。ところでヘーゲルは、法律ならびに裁判を、「欲望の体系」の「自己内反省」としての抽象法が特殊性の体系としての「欲望の体系」をつうじて向自的に定立されたものにとらえている (§209)。このことは、「欲望の体系」としての市民社会がそれ自身のうちに、『法哲学』第一部で説かれている「抽象法」を内在せしめていること、したがって「欲望の体系」は、「抽象法」との統一において把握され検討されるべきものであることを示唆するものにほかならない。まさしくマルクスは、「司法」論をそのものとしてとりあげず、むしろ、『ミル評注』において、「抽象法」と「欲望の体系」との統一的把握と批判という視点から、『法哲学』批判を一步進めて経済学の批判を行なっている。この点、くわしくは次稿で考察する。